

令和3年度国民健康保険税について（お知らせ）

国民健康保険税は・・・

皆様が病院などで診療を受けたときにかかった医療費のうち、自己負担分を差し引いた残りの費用は国民健康保険が負担します。このとき、国民健康保険が負担する医療費の財源となるのが国民健康保険税です。加入している皆様に国民健康保険税を納めていただくことによってこの制度が成り立ちます。安心して診療を受けられるよう、国民健康保険税の期限内納付に御協力をお願いします。



● 保険税の税率・税額及び課税限度額

下記の税率・税額表を基に計算し、合計したものが国民健康保険税となります。

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分	合計
所得割税率	8.2%	2.8%	3.0%	14.0%
均等割額	20,000円	7,000円	9,300円	36,300円
平等割額	21,500円	6,500円	5,300円	33,300円
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円	990,000円

※ 介護保険分は、40歳以上64歳以下の方（介護保険第2号被保険者）が対象となり、65歳以上の方は介護保険料として別途通知されます。

● 軽減制度（4月1日の世帯状況が基準。世帯主の異動に伴い基準日変動あり。）

世帯主、世帯の国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（※1）の、前年中の所得の合計が一定以下の場合、1人あたりにかかる均等割額と、1世帯あたりにかかる平等割額を減額する制度（法定軽減制度）があります。この制度には、7割、5割、2割の軽減があり、対象世帯は保険税を計算する時に自動的に軽減されます（※2）。

軽減割合	軽減判定基準総所得金額
7割軽減	<u>43万円+10万円×(年金または給与所得のある人数-1)</u> 以下
5割軽減	<u>43万円+10万円×(年金または給与所得のある人数-1)+28.5万円×(被保険者数)</u> 以下
2割軽減	<u>43万円+10万円×(年金または給与所得のある人数-1)+52万円×(被保険者数)</u> 以下

※ 下線部分は令和3年度に変更があったところです。

※1 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険資格を喪失した方で、喪失した日以後継続して同一世帯主の世帯に属する方をいいます。

※2 昨年の収入について未申告の場合は、対象世帯の判定ができないため、軽減制度の適用を受けることはできません。

● 特別徴収(年金差引き)の方の翌年度仮徴収額について

特別徴収(年金差引き)の方で特別徴収保険税額の「翌年度仮算定額」欄に記載のある方は、令和4年4・6・8月の年金から記載税額がそれぞれ差し引きされる予定です。今回の納税通知書にて通知し、徴収方法等に変更がない場合は別途の通知はありませんので御了承ください。令和4年度の年税額については、決定した時点(令和4年7月予定)で再度通知いたします。

● 後期高齢者医療制度に移る(75歳に到達する)方は納付方法に御注意ください

① 国民健康保険税を口座振替で納付されていた方

後期高齢者医療保険料について、口座振替での納付を希望される場合には、金融機関で新たに手続きが必要です。

② 国民健康保険税を年金差引きで納付されていた方

後期高齢者医療保険料の年金差引きが始まるまでは納付書払いになります。納め忘れにならないように口座振替の手続きをしておくことをおすすめします。

※ 令和4年3月末までに75歳に到達される予定の方は国民健康保険税の年金差引きが停止され、口座振替又は納付書での納付となります。

● よくある質問

問1 特別徴収(年金差引き)の対象となるのはどんな人ですか？

答1 次の3つの条件を満たす場合、国民健康保険税は世帯主の年金からの特別徴収(年金差引き)となります。年金差引きが新たに開始される方には通知します。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国民健康保険加入者が全員65歳～74歳である。
- ② 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- ③ 世帯主が介護保険料の特別徴収(年金差引き)対象者で、世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額(※)の2分の1を超えない。

※ 年金給付が2つ以上ある場合は、地方税法施行令の規定に基づき、優先順位の高い年金のみで判定します。

問2 年金からの差し引きではなく、口座振替にしたいのですが？

答2 まず、金融機関で国民健康保険税を口座振替にするよう手続きをします。その後、市役所窓口にて年金からの差し引きを中止するための手続きをしていただきます。お申し出をいただいてから年金差引きを中止するまで2～3か月かかります。それまでの間は、年金からのお支払いとなりますので御了承ください。また、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合もありますので御注意ください。

問3 国民健康保険税が高いのですが？

答3 国民健康保険税は世帯の被保険者の前年中の所得に応じて計算されていますが、皆様が病院などで診療を受けたときに国民健康保険が負担する医療費に連動して税率が設定されます。国民健康保険が負担する医療費が増加すれば税率を上げざるをえませんが、減少すれば税率を下げることもできます。一人ひとりの意識と努力がみなさんの健康をもたらし、国民健康保険運営の健全化にもつながります。みなさんの御理解と御協力をお願いします。

災害などにより重大な損害を受けたときや、その他特別な事情により納付が困難な方については、減免に該当する場合がありますので、市役所税務窓口に御相談ください。